別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「第2号被保険者」という。）数	基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 － 500	42,876	9,433	8,123	7,457	4,920	4,510	512	307	1,472	1,326	1,204	772
501 － 1,000	75,036	16,509	14,217	13,050	8,610	7,893	897	537	2,576	2,322	2,108	1,350
1,001 － 1,500	109,635	24,121	20,772	19,068	12,581	11,532	1,310	786	3,764	3,394	3,081	1,973
1,501 － 2,000	149,348	32,859	28,296	25,975	17,137	15,710	1,784	1,071	5,127	4,624	4,196	2,689
2,001 － 3,000	192,188	42,285	36,412	33,425	22,053	20,216	2,296	1,377	6,599	5,950	5,400	3,459
3,001 － 4,000	238,717	52,522	45,228	41,518	27,392	25,110	2,852	1,711	8,197	7,390	6,707	4,297
4,001 － 6,000	306,074	67,340	57,990	53,233	35,121	32,195	3,656	2,193	10,511	9,476	8,600	5,509
6,001 － 9,000	430,079	94,623	81,483	74,799	49,350	45,239	5,137	3,082	14,768	13,316	12,084	7,741
9,001 － 12,000	590,934	130,014	111,959	102,775	67,808	62,159	7,059	4,235	20,293	18,297	16,605	10,637
12,001 － 15,000	760,324	167,283	144,052	132,236	87,244	79,977	9,082	5,449	26,109	23,541	21,364	13,686
15,001 － 25,000	860,624 円に200人を超えるごとに 9,800 円を加算した額	189,350 円に200人を超えるごとに 2,156 円を加算した額	163,055 円に200人を超えるごとに 1,856 円を加算した額	149,680 円に200人を超えるごとに 1,704 円を加算した額	98,754 円に200人を超えるごとに 1,125 円を加算した額	90,528 円に200人を超えるごとに 1,031 円を加算した額	10,280 円に200人を超えるごとに 117 円を加算した額	6,168 円に200人を超えるごとに 70 円を加算した額	29,524 円に200人を超えるごとに 336 円を加算した額	26,620 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	24,159 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	15,476 円に200人を超えるごとに 175 円を加算した額
25,001 － 70,000	1,350,662 円に200人を超えるごとに 9,821 円を加算した額	297,166 円に200人を超えるごとに 2,160 円を加算した額	255,899 円に200人を超えるごとに 1,861 円を加算した額	234,908 円に200人を超えるごとに 1,708 円を加算した額	154,983 円に200人を超えるごとに 1,127 円を加算した額	142,074 円に200人を超えるごとに 1,033 円を加算した額	16,134 円に200人を超えるごとに 117 円を加算した額	9,680 円に200人を超えるごとに 70 円を加算した額	46,381 円に200人を超えるごとに 337 円を加算した額	41,821 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	37,953 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	24,313 円に200人を超えるごとに 176 円を加算した額
70,001 － 180,000	3,967,197 円に200人を超えるごとに 9,253 円を加算した額	872,841 円に200人を超えるごとに 2,036 円を加算した額	751,633 円に200人を超えるごとに 1,753 円を加算した額	689,977 円に200人を超えるごとに 1,609 円を加算した額	455,221 円に200人を超えるごとに 1,062 円を加算した額	417,302 円に200人を超えるごとに 973 円を加算した額	47,388 円に200人を超えるごとに 111 円を加算した額	28,433 円に200人を超えるごとに 67 円を加算した額	136,206 円に200人を超えるごとに 317 円を加算した額	122,810 円に200人を超えるごとに 286 円を加算した額	111,444 円に200人を超えるごとに 259 円を加算した額	71,388 円に200人を超えるごとに 167 円を加算した額
180,001 人以上	2,412,223	530,724	457,025	419,535	276,793	253,738	28,814	17,288	82,801	74,662	67,751	43,397

備　考

1. 第2号被保険者数の欄は、当該年度における平均第2号被保険者数の区分をいうこと。
2. 当該年度における平均第2号被保険者数は、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における第2号被保険者数の合計数を前年度の1月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。
3. 地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。
4. 寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の規定は、平成二十七年度の予算に係る補助金等から適用する。